

すべての子どもの権利と育ちを保障する社会を実現するために

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国保育協議会 会長 奥村尚三
全国保育士会 会長 北野久美

すべての子どもの健やかな育ちを保障することは、国の責任です。

国が自らの責任として保障するすべての子どもの育ちについて、日本のどこに生まれても、等しく健やかな育ちが実現されるよう、令和 8 年度保育関係予算について次のことを要望します。

1. 人口減少地域においても、すべての子どもの育ちを保障してください

- 出生数の減少は深刻で、国の予想より 15 年も前倒して少子化が進んでいます。少子化傾向を反転させ、国全体が活力をもって発展していくためには、日本のどこに生まれても子どもたちの育ちが等しく保障されなければなりません。
- 人口減少地域においても、すべての子どもの育ちを保障し、子育て家庭を支援するため、地方自治体が責任を持って保育機能を維持することや、人口減少地域における保育士等の確保に向けた手当の新設など、保育の場の確保ができる施策の実現に速やかに取り組むことを要望します。
- 施設から定員減に関する届け出が地方自治体にあった場合は、ローカルルールにより不受理としないよう、自治体に通知してください（不受理とする場合は、地方自治体側に説明責任を果たすことを求めてください）。

2. 物価高騰に対応するため、

緊急的な経費補助と公定価格の反映と積算をしてください

- 国際情勢や円安、原油価格の高騰などにより、この数年物価は上昇する一方であり、保育施設における給食材料費や光熱水費等の経費も値上がりが続いています。保育施設は子どもたちの「生活の場」であり、安心・安全な保育を提供するためには、それら経費を節減することには自ずと限界があります。また、給食材料費や光熱水費の値上がりにより、保育材料費や保育環境を整えるために必要な費用、保育者を外部研修に派遣する費用などを削減せざるを得ず、保育の質に影響を与えかねない状況です。各施設においては、こうした変化が子どもたちの生活に影響を及ぼすことのないよう、日々懸命の努力を続け、保育の質を維持しています。
- 保育施設におけるこれら経費は、「事業費」として公定価格に組み込まれているもの

の、その仕組み上、社会情勢の変化による急激な変動には対応が難しい現状があります。他方、物価高騰対策として「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が創設されましたが、保育施設への補助の有無やその金額は自治体によって大きな差があり、支援がほとんど行き渡っていない状況です。

- 子どもたちの日々の生活と育ちを守る観点から、安定的な施設運営が継続できるよう、高騰を続ける諸物価に対応するため、保育施設への緊急的な経費補助や年々上昇を続ける各種経費を踏まえた公定価格の早急で確実な反映と積算を要望します。

3. 安全・安心で質の高い保育を継続するため、公定価格を充実させてください

(1) 公定価格の改善

- 現在そして将来の世代にとって魅力ある職場・職種となり、安心して働き続けられるよう、公定価格の算定は個別費目の積み上げ方式を堅持してください。
- 保育士の勤務年数の長期化（11年超）を踏まえ、福祉職俸給表における格付の見直しも含めた公定価格の基本単価の引き上げや加算対応等、さらなる処遇改善を要望します。
- 子どもたちにしっかりと向き合い、「保育所保育指針」等のねらいを達成するためには、配置基準の改善は急務です。1歳児については加算措置が示されましたが、質の高い保育の実施を目的とした職員配置基準改善としては、加算要件を課すことは本来の主旨に則さないため、さらなる改善を要望します。
- 応答的なかわりが重要となる2歳児の配置基準についても改善を要望します。
- また、近年子どもの発達の個人の差も大きく、個別に対応する必要性が増えています。配慮が必要な子ども、気になる子どもも増えています。看護師や栄養士、調理員、事務員等も含めて、配置のあり方が適当なのか、しっかり精査いただくことを要望します。
- 配置基準については、下記(2)の主任保育士の必置化、(3)の施設長の配置も含め、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第1項（※「保育所には、保育士（略）、嘱託医及び調理員を置かなければならない」）の見直しも要望します。

(2) 主任保育士の必置化

- 主幹保育教諭の配置が公定価格上の配置基準に含まれている一方で、主任保育士の配置については、要件を満たした場合に加算により措置されるという、果たしている役割の重要性に比べて非常に不安定な状況です。
- 主任保育士がその専門性を十分に発揮し、適切な保育の維持および保育の質をさらに向上させ、地域社会でその役割を果たすため、加算ではなく、公定価格上の配置基準に含み、専任必置化とすることを要望します。

(3) 施設長の資質向上

- 保育者がやりがいを持って働き続けられるような風通しのよい職場をつくり、園をマネジメントする役割を担うのは施設長です。施設長がその責任を果たすために、

減算措置ではなく必置化するとともに、必修研修や資格等の要件などを的確に定めることを要望します。

- とくに、近年、理不尽な要求を施設へ求めてくる、いわゆるカスハラ等への対応も必要となっており、そこで働く職員を守るためにも責任者たる施設長向けの研修を義務化するとともに、施設長の俸給格付けの見直しを含め、公定価格上に管理的業務を適切に評価していただくことを要望します。

4. 保育士修学資金貸付の返還免除期間の見直しをしてください

- 保育士養成施設に通う学生に対する就学資金貸付の返還免除について、令和 8 年度募集より、実務従事期間を 5 年間から 8 年間に延長するという概算要求が行われました。しかし、卒業後の実務従事期間が長くなることにより、かえって保育士をめざす学生が減少する可能性があります。
- 保育士希望の学生が真に働きやすく長く保育所等に定着してもらうためにも、借受人の事情に応じた返還免除要件の見直しを要望します（とくに従事期間のさらなる短縮）。

5. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成を堅持・継続してください

- 保育人材確保難が深刻化しているなか、子どもの健やかな育ちを保障するため、令和 8 年度までに検討し結論を得るとされている社会福祉施設職員等退職手当共済制度については、その公費助成の堅持・継続を強く要望します。

6. すべての子どもの育ちを保障するため、恒久的な財源を確保してください

(1) 「子ども・子育て支援金制度」の確実な活用

- 令和 6 年 6 月 12 日に成立した「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により創設される「子ども・子育て支援金制度」は「加速化プラン」に基づく施策の実施に充てられるものです。その主旨に従い、間違いなく子ども・子育て世帯のための財源として確保してください。

(2) 就学前教育・保育施設整備交付金等の確保

- 就学前教育・保育施設整備交付金は、令和 6 年度補正予算より、待機児童対策や人口減少対策として補助率が拡充されるとともに「こども誰でも通園制度」の整備も対象となりました。令和 6 年度に生じたような予算不足は地域の子育て計画を遅延させることにもつながります。こどもまんなか社会の実現に向け、今後も必要な施設整備を図ることができるよう十分な予算の適時かつ確実な確保を要望します。
- 甚大な被害をもたらす自然災害が近年多く発生しています。保育所等が被災した場合には、その地域の子ども・子育て家庭の生活を守るため、さらにはその地域を守るため、早急な復旧が必要です。復旧にかかる「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の申請については、災害発生の日から 30 日以内とされており、災害の規模が大きければ大きいほど、その期間では申請できません。状況等も勘案した適正な申請

の期間による迅速な支給を要望します。

7. 「こども誰でも通園制度」の主旨を徹底してください

- 「こども誰でも通園制度」については、現在先行的に実施している施設の状況を見ると、自治体によってはいまだその主旨を理解していないため、十分にその意義を果たしているとは言えない状況にあります。令和8年度から本格実施となるにあたり、あらためてその主旨の徹底と必要な財源を確保し、多くの施設が新たな負担なくこの制度を活用することができる環境を構築してください。
- 令和6年度実施の試行的事業の委託料の単価から、令和7年度予算では年齢ごとに補助単価が設定され増額されましたが、実際には利用時間に加え、利用園児と保護者との面接や利用後に園での様子を伝える時間等もあり、これらは事業の利用時間ではないため、単価の対象になっていません。実利用時間以外に費やす時間や労力等も含めた単価の設定や、一般型で運営するための基本分単価を設定するなどの見直しを要望します。

8. 保育所保育指針等の改定に際し、

現行の三要領・指針をこどもまんなかの理念に沿って見直してください

- 先日、内閣総理大臣からこども家庭審議会に対し、保育所・認定こども園における保育の内容の基準等の在り方について諮問がありました。今後、その内容を検討していくに際して、私たち保育の現場に携わる者の意見を十分聴いていただくとともに、乳幼児がいずれの施設に通っていても質の高い保育が等しく保障されるよう現在の三要領・指針の一本化に向けて検討を進めていただくことを要望します。
- 保育所型認定こども園は保育所保育指針に、幼稚園型認定こども園は幼稚園教育要領に基づくことが前提とされていますが、いずれの類型にも2、3号認定子ども、1号認定子どもが在園し、子育て支援事業も展開していること等、大きな区別はなくなりつつあります。すべての子ども・子育て家庭を同じ理念のもとに支えるためにも、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」を一本化することを要望します。

9. 認定こども園特有の課題の解決に向けて検討を行ってください

- 子ども・子育て支援新制度が施行されて10年が経ちましたが、認定こども園と保育所、また幼稚園との間で公定価格の単価や各種加算の相違など、さまざまな不整合や矛盾が存在し、困惑や混乱が生じています。新制度10年を節目に公定価格をはじめ制度そのものを総括し、必要な部分は早急に改善するよう要望します。
- 一部の市町村では、保育所が認定こども園移行の意思を示しても認められないことがあります。国においては、認定こども園への移行を希望する保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行うものと示されていることから、自治体に対して、その旨を再度徹底してください。

10. 公立保育所・公立認定こども園も対応可能な、柔軟な制度設計としてください

- 少子高齢化による人口減少が進み、子どもの数が少なくなっていくなか、地域の保育機能を維持するため、公立保育所・公立認定こども園は地域のインフラとして大きな責任と役割を担っています。
- 現在の保育施設を支援する施策は多くが民間の保育所等を対象としており、公立施設は対象となりません。上記の公立施設の役割を踏まえ、地方分権が進んだなかではありますが、国が設計する子ども・子育てを支援する制度において、公立保育所・公立認定こども園も対象となるような、柔軟な制度設計を要望します。
- 公立保育所・公立認定こども園における医療的ケア児の受け入れや、施設・設備の老朽化、ICT に関する課題などを踏まえ、今後の子ども・子育て支援について検討する際、公立保育所・公立認定こども園の今後のあり方を検討の視点の 1 つとしていただくよう要望します。

11. 保育所・認定こども園が開設した「避難所」も災害救助費の対象にしてください

- 令和 7 年 5 月 28 日に通常国会にて可決・成立した「災害対策基本法等の一部を改正する法律」では、被災者支援の充実において、被災者に対する福祉的支援等の充実を図ることを目的の一つとし、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加され、災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」が明記されました。
- 災害発生時、乳幼児のいる子育て家庭や妊産婦等といった要配慮者には、より良い支援が実施可能な指定福祉避難所や指定避難所の確保・設置が求められており、保育所・認定こども園は、乳幼児やその保護者、妊産婦にとって安心して避難ができる場でありながら、市区町村が予め決定する指定福祉避難所には、保育所・認定こども園の指定が少ない現状があります。
- 保育所・認定こども園が指定福祉避難所になり得ることを市区町村が正しく理解していない可能性があることから、保育所・認定こども園が指定福祉避難所になり得ることを、市区町村に伝えていただくとともに、実態にあわせ、避難所となった場合には、災害救助法の「避難所」として取り扱い、災害救助費の対象にしてください。

12. 「こどもまんなか社会」を実現するため、日本の働き方を改革してください

- 安心して子どもを産み育てる環境を整えるとともに、家族で過ごす時間を大切にしながら子育てができる社会とし、保護者の働き方も「こどもまんなか」にすることが、少子化反転につながると考えます。
- 保育所等では 11 時間開所や土曜開所が求められ、保護者の就労の関係で、開所時間のすべてを園で過ごす子どももいます。それが、国がめざす「こどもまんなか」社会でしょうか。
- 日本の長時間労働を是正する施策をすすめることを要望します。また、子どもの育ちとその家庭を支える保育士の働き方を改善するためにも、保育所等の開所時間のあり方を検討いただくことを要望します。